

令和4年4月

事業主
受講対象者 殿公益社団法人 宮城労働基準協会長
(公印省略)

一般建築物石綿含有建材調査者講習の開催について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、建築物の解体、改修工事を行う際、石綿含有建材が飛散し、吸引するおそれがありますが、石綿は深刻な健康障害をもたらします。解体等作業での飛散・吸引を防止するためには、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態を正確に調査する必要があります。

当協会が実施する一般建築物石綿含有建材調査者講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物の通常の使用実態における石綿含有建材に関する調査及び解体作業時等における石綿含有建材の事前調査に必要な専門的知識を有する調査者を育成するためのものです。

当協会は、宮城労働局長の登録講習機関として、標記講習の資格を取得するための講習を下記により開催しますので、この機会に多数受講いただきますようご案内申し上げます。

記

1 開催日時

講義1日目: 令和4年7月7日(木)8時50分～16時30分

講義2日目: 令和4年7月8日(金)8時50分～15時20分

修了考査: 令和4年7月15日(金)8時45分～10時30分

2 開催場所

TKPガーデンシティ仙台ホール21A ※別紙:「講習会場案内図」参照

[所在地 仙台市青葉区中央1-3-1 AER21階](駐車場・駐輪場なし)

3 講習科目及び講習時間

1日目	
講習科目等	講義時間
科目1: 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	1時間
科目2: 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	1時間
科目3: 石綿含有建材の建築図面調査	4時間
2日目	
講習科目等	講義時間
科目4: 現場調査の実際と留意点	4時間
科目5: 建築物石綿含有建材調査報告書の作成	1時間
3日目(別日)	
修了考査	1.5時間

* テキストは、中央労働災害防止協会発行の「石綿含有建材調査者テキスト一般建築物・一戸建て等用」を使用します。

* 休憩時間等は講義時間とは別に設けます。

- * 修了考査はマークシート方式で行いますので、筆記用具(HB,B の鉛筆、シャープペン、消しゴム)が必要です。
- * 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者技能講習の修了者)でお申込みの方は受講科目1の「建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講が免除されますので受講しなくても欠席とはなりません。当該科目も筆記試験の出題範囲となっていますので、当協会としては免除科目の受講も行っていただくこととしています(試験は免除となりません)。

4 講習料(消費税を含む)

- 1名 47,080円【受講料 41,800円・テキスト代 5,280円】(消費税を含む)
 但し、石綿作業主任者技能講習修了者のみ
 1名 44,880円【受講料 39,600円・テキスト代 5,280円】(消費税を含む)

5 申込み開始

令和4年4月12日(火) 午前9時00分より受付開始

定員96名(先着順)又は令和4年5月9日(月)(受講資格審査の都合上)で締め切ります。

※受講申込書の提出期限:6月3日(金)必着

6 申込み先

〒980-0811 仙台市青葉区一番町2丁目5-22 GC 青葉通りプラザ5階
 公益社団法人 宮城労働基準協会本部事務局 Tel.022-265-4091
 HP でも情報提供中(<https://www.rouki.or.jp/>)

7 受講申込方法

前記6記載の当協会本部事務局に電話で仮申込みをし、この資料に添付している様式、若しくは当協会ホームページの「一般建築物石綿含有建材調査者講習開催のご案内・申込み」サイトから受講申込書・証明書等の様式をダウンロードし、申込みに必要な書類(受講資格に関する申込書、実務経験証明書等)を作成し、資格を証明する資料等を添付して、宮城労働基準協会本部事務局まで郵送してください。

◆ 受講申込手順と方法

手順1	宮城労働基準協会 HPトップページからご案内ページ	「一般建築物石綿含有建材調査者講習のご案内・申込み」サイトを開き、講習日程を確認してください。
手順2	電話で仮申込	手順1で確認した受講したい日程の受講受付期間内に電話で受講の仮申し込みを行ってください。
手順3	受講申込書等の作成・郵送	手順1のサイトでダウンロードした申込書等必要な書類を作成して宮城労働基準協会本部事務局に郵送してください。写真1枚貼付(カラーコピー等不可)
宮城労働基準協会事務局の作業		受講資格の審査 * 審査の結果「承認」されれば、講習料振込みの連絡をします。 * 審査の結果「未承認」の場合は、追加書類等の提出の連絡をします。
手順4	講習料の振込み	「承認・振込みの通知」に記載されている振込先に講習料をお振込みください。
講習料の振込みが確認でき次第、宮城労働基準協会事務局より受講票と講習テキストを郵送します。		

受講資格の審査に時間がかかる場合があります。
指定する期日までに必要な書類が揃わなかった場合は受講できません。

◆ 講習料の支払い方法

受講料、テキスト代のお振込みに関しては、受講資格の審査後、通知します。

この通知に基づいて、期限内にお振込みをお願いします。

講習料の支払い方法は、「口座振込み」のみとなります。現金の取扱いはしておりませんのでご注意ください。

受講票及び講習テキスト発送後の受講キャンセルに伴う講習料の返金はできません
のでご承知ください。

8 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。

下表のいずれかの条件を満たしていないと受講できません。

受講区分	学歴・実務経験など
(イ)	労働安全衛生法別表第十八第二十三号に掲げる石綿作業主任者技能講習を修了した者
(ロ)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して二年以上の実務経験を有する者
(ハ)	学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるものに限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(二)において同じ。)、 建築に関して三年以上の実務の経験を有する者
(ニ)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して四年以上の実務経験を有する者 ((ハ)に該当する者を除く。)
(ホ)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、 建築に関して七年以上の実務経験を有する者
(ヘ)	建築に関して十一年以上の実務の経験を有する者
(ト)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)による改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、 建築物石綿含有建材調査に関して五年以上の実務の経験を有する者
(チ)	建築行政に関して二年以上の実務の経験を有する者
(リ)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して 二年以上の実務の経験を有する者
(ヌ)	労働安全衛生法第九十三条第一項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者
(ル)	労働基準監督官として二年以上その職務に従事した経験を有する者
(ヲ)	口からルまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者

◆ 「受講資格に係る書類の提出」に必要な書類

受講資格区分	実務経験証明書	添付書類等
(イ)	○ (*)	石綿作業主任者技能講習修了証の写し
(ロ)	○	卒業証明書(原本)
(ハ)	○	卒業証明書(原本)
(ニ)	○	卒業証明書(原本)
(ホ)	○	卒業証明書(原本)
(ヘ)	○	不要
(ト)	○	特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し
(チ)	○	(行政機関職務履歴証明書の写しでも可)
(リ)	○	(行政機関職務履歴証明書の写しでも可)
(ヌ)	△	人事発令通知書の写し(実務経験証明書でも可)
(ル)	○	不要
(ヲ)	—	現在示されていませんので、「ヲ」でのお申込みはできません。

* 受講資格区分「イ」の場合は、実務経験証明書の下欄「添付の資格証・証明書」欄の☑のみ(事業者の証明は不要です)
 * 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)を添付してください。
 * 卒業証明書から「建築学に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めたもの」の判断が困難な場合は、「履修科目証明書」(原本)若しくは「成績証明書」(原本)の提出を求めることがあります。

9 申込書の審査・受講の決定

- ① 受講資格の有無について、申込書類の審査を行います。
- ② 審査において申込書類に不足・不備などなく、審査を通過し、受講料の振込みが確認できた方には、受講票とテキストを郵送します(講習の概ね2週間以前)。受講票を受け取りましたら、「受講日」、「受講会場」、「修了考査の日時及び場所」等をご確認ください。

☑ご注意ください

* 記入事項等に虚偽が判明した場合は、講習終了後でも無効とし、本件講習に関する再受講は認めません。
 * 受講票及び講習テキスト発送後は、理由の如何にかかわらず、講習料の返金はいりませんのでご承知ください。
 * 講習料振込後に受講資格により受講不可となった場合、取消手続用紙により申込取消の手続きをお願いします。この場合は受講料を返却します(返却に要する振込手数料は受講料から差し引かせていただきますので、ご了承ください。また、受講票とともに講習テキストをお送りしている場合は、テキスト代の返金はできませんので、ご承知ください。

10 講習当日の注意点

- ① 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者講習の修了者)でお申込みの方は、「科目1」建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1」の受講が免除され、受講しなくても欠席とはなりません。当該科目も筆記試験の出題範囲となっていますので、宮城労働基準協会では同科目も受講していただくことをおすすめしていますので、できる限り受講していただくようお願いします。

- ② **本講習では遅刻は認めていません。必ず、各科目の開始前までに着席するようお願いします。**
万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合は、欠席扱いとなります。
* 遅刻証明された交通機関の遅延による遅刻又は欠席は、特例措置(別の日程に振替)とする場合があります。その際は、必ず遅延証明書を取得して当協会本部事務局に提出してください。
- ③ 受講当日は、会場の受付で受講票を提出してください。
- ④ 講習期間中の宿泊並びに食事は各人でご用意ください。
- ⑤ **駐車場の用意はありませんので、公共交通機関等をご利用ください。**
- ⑥ 大規模災害等不測の事態により、予定していた講習・修了考査の日程、時間及び会場等を急遽変更する場合があります。
この場合、交通費、宿泊費等(変更前の費用、変更後の費用ともに)の補償はいたしません。ご承知のうえお申込みください。
- ⑦ **この講習は、受講希望者が多いため、長机にお二人で着席して受講していただくようになります。**

11 修了考査

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は、修了考査を受験できません。
* 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者技能講習の修了者)でお申込みの方に限り、「建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1」の受講が免除されていますので、これを受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には「建築物石綿含有建材調査者に関する基礎知識1」も含まれますのでご承知ください。
- ② 修了考査では、遅刻は認めていませんので、必ず開始時刻前までに着席するようお願いします。
- ③ 修了考査の方法は、筆記試験で、マークシート形式で行いますので、筆記用具(HB,B の鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム)が必要です。
- ④ 合否の基準
試験の全てが満点の「60%以上」の得点をもって合格となります。
- ⑤ 結果の通知
修了考査終了後、1月後を目安に通知します。
- ⑥ 不合格となった方
不合格となった方(不正行為によって受講取消しとなった方を除く。)には、「受講証明書」を交付します。
「受講証明書」は、修了考査を再受験する際に必ず必要となる書類です。有効期限内であれば、再受講することができます(「12 修了考査再受験」)を参照してください。

* 有効期限とは、講義を終了した日の属する年度の翌々年度末までです。

例1 令和4年4月～12月末までの間に講座を受講して不合格となった場合

令和4年4月8日に講義を終了した場合は、令和6年3月31日が有効期限となります。

例2 令和5年1月～3月末までの間に講座を受講して不合格となった場合

令和5年1月15日に講義を終了した場合は、令和7年3月31日が有効期限となります。

- ⑦ 修了考査の内容及び個別合否の結果の問い合わせには、一切応じられませんのでご了承ください。

12 修了考査再受験

修了考査再受験は、宮城労働基準協会の一般建築物石綿含有建材調査者講習受講者に限り、再受験できます。まず、宮城労働基準協会のホームページで次回以降の修了考査日をご確認のうえ、受講希望日を事務局までお電話ください。

修了考査再受験料

5,500円(消費税10%込み)

◆ 再受験申込手順と方法

- ① お手元の「受講証明書」と「修了考査再受験申込書」をご用意いただき、「修了考査再受験申込書」に必要事項をご記入のうえ、宮城労働基準協会本部事務局に郵送してください。
*「受講証明書」を紛失した場合は、再発行しますので、本部事務局までご連絡ください。
- ② 再受験料をお手元の「修了考査再受講申込書」に記載してある振込先に振込みしてください。
- ③ 当方へ書類が到着し、受験料振込みを確認後、約3営業日以内に必要な書類を発送させていただきます。

13 修了証明書の交付

- ① 修了考査に合格した方には、公益法人宮城労働基準協会会長から「一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書」が交付されます。
- ② 修了考査に合格された方の情報について、官公庁に報告させていただく場合がありますので、あらかじめご承知のうえ、お申込みください。

講習受講当日の本人確認について

講習当日は本人確認をさせていただきますので、下記のいずれかのものを必ずご持参ください。

(氏名、生年月日、住所を確認できる書類)

- 1 宮城労働基準協会発行の技能講習修了証
- 2 自動車運転免許証
- 3 パスポート(有効期限内のもの)
- 4 住基カード
- 5 公的に発行された証明書で上記項目を確認できるもの
- 6 学生証(学生の方)

「講習会場案内図」



一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書 (表面)

〔開催日： 月 日 ~ 月 日〕

フリガナ	生年月日		写真貼付 写真サイズ 縦 3.0 cm 横 2.4 cm 裏面に氏名記入
氏名	昭和 平成	年 月 日生	
現住所	〒 電話 () 携帯 E-mail :		
勤務先等	事業所名 : 所在地 : 〒 連絡先 : 電話 () FAX () 担当者役職・氏名 : E-mail :		

通知等送付先 受講者自宅 ・ 勤務先 (いずれかを○で囲んでください)

※「承認・振込先通知」、「受講票・講習テキスト」、「修了考査結果通知」等の送付先を選択してください。

受講資格	あなたの受講資格	実務経験年数
	区分 () 下記イ〜ルから選んでください	年 カ月 ※区分「イ」の方は不要

下記の「添付書類等」欄に求められている証明書類を添付してください。

※記載事項、添付書類等に虚偽等があった場合は無効となります。

区分	受講資格	添付書類等
イ	労働安全衛生法別表第18第23号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者	修了証の写し及び裏面の添付の資格・証明証欄の記入
ロ	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上の実務の経験を有する者	卒業証明書(原本)及び裏面の実務経験証明書
ハ	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。二において同じ。)建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	*卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書もしくは成績証明書の原本が必要です。
ニ	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((ハ)に該当する者を除く。)	
ホ	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	卒業証明書(原本)及び裏面の実務経験証明書
ヘ	建築に関して11年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明書
ト	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)による改正前の労働安全衛生法別表第18第22号に掲げる特定化学物質等作業主任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して5年以上の実務を有する者	左記に示す技能講習修了証(写し)及び裏面の実務経験証明証
チ	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明書又は行政機関職務履歴証明書の写し
リ	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実務の経験を有する者	裏面の実務経験証明書又は人事発令通知の写し
ヌ	労働安全衛生法第93条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	裏面の実務経験証明書又は人事発令通知の写し
ル	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	裏面の実務経験証明書

令和 年 月 日

公益社団法人 宮城労働基準協会会長 殿

記載事項に虚偽等があった場合、法律に基づく処罰があっても異議申し立ては致しません。

申込者(受講者氏名) _____

一般建築物石綿含有建材調査者講習受講申込書 (裏面)

実務経験証明書

*申請書には原本を添付してください

フリガナ		受講資格区分	業種 (該当する番号に○を付けてください。)								
氏名			1. 建築業	2. 土木工事業	3. 設備工事業	4. 解体工事業	5. 石綿除去業	6. 製造業 ()			
			7. 分析業	8. 廃棄物業者	9. コンサルタント業	10. 不動産業	11. 地方公共団体職員		12. その他 ()		

勤務先 (部署名まで)	所在地	在籍期間	実務経験年月数 (a)	地位・職位	職務内容 (ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ルで 受講される方)	(区分「ト」で受講される方)	
						石綿含有建材の調査に 関する業務の割合 (b)	石綿含有建材調査者の実 務経験年月数 (a) × (b)
		年 月～ 年 月	年 ヵ月			%	年 ヵ月
		年 月～ 年 月	年 ヵ月			%	年 ヵ月
		年 月～ 年 月	年 ヵ月			%	年 ヵ月
1枚で不足する場合はコピーして使用してください。	受講資格区分「ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ル」の方の実務経験年月数の合計 (*1)		年 ヵ月		受講資格区分「ト」に該当する方の 石綿含有建材の調査に関する実務経験年月数の合計 (*2)		年 ヵ月

*1: 受講資格区分「ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、チ、リ、ル」の方は実務経験年数を算出して記入してください。
*2: 受講資格区分「ト」の方は (a) × (b) で実務経験年数を算出して記入してください。

上記のとおり相違ないことを証明します。
年 月 日
所在地
所属会社・機関名
事業者・代表者職氏名 (印)
(直筆の場合は印を省略できます)

自身が会社代表である場合は、以下に代表者である旨を記載し署名してください。
【理由】
【本人署名】
年 月 日
代表者自らが受講する場合には、実務経験内容等の証明の根拠と事務所登録、建設業許可証、会社定款のいずれかの写し等を同封してください。

* 過去の実務経験が現在所属会社・機関と異なる場合でも、現在の事業者・代表者で証明いただける場合は、現在の事業者・代表者の証明で結構です。
* 受講資格区分「イ」(石綿作業主任者技能講習修了者) で受講される方は事業者証明は不要です。

添付の資格証・証明書 (該当するところに必ず☑を付けてください)

- | | | |
|---|---|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 石綿作業主任者技能講習修了証の写し (受講資格区分: イ) | <input type="checkbox"/> 無し (受講資格区分: 「ヘ」の場合は実務証明書のみ) | <input type="checkbox"/> 事務所登録の写し |
| <input type="checkbox"/> 卒業証書写し又は卒業証明書 (原本) (受講資格区分: ロ、ハ、ニ、ホ) | <input type="checkbox"/> 行政機関職務履歴証明書の写し (実務経験証明を受けた場合は不要) | <input type="checkbox"/> 建設業許可証の写し |
| <input type="checkbox"/> 特定化学物質等作業主任者技能講習修了証の写し (受講資格区分: ト) | <input type="checkbox"/> 行政機関人事発令通知の写し (*実務経験証明を受けた場合は不要) (受講資格区分「ヌ」) | <input type="checkbox"/> 会社定款の写し |